

申請書類等への押印廃止についてのお知らせ

日頃は、健康保険組合の事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関連政令・省令・告示の一部改正を受けて、当健康保険組合での書類についても見直しを行い、被保険者、事業主、医師等の押印が不要となる書類の対象を増やしましたので、ご連絡します。

なお、継続して押印が必要となる書類もございますので、下記、内容をご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

記

運用開始日 令和3年12月1日（水）

対 象 リンク先文書をご参考下さい。

- [申請書類等押印廃止・継続一覧【適用関連】](#)
- [申請書類等押印廃止・継続一覧【給付関連】](#)

※申請書類等については、順次、新様式に更新してまいります。

当面は、旧様式との併用になることが予想されますが、運用開始日以降は、旧様式で「印」の位置に押印がなくても、押印廃止の対象書類であれば、受理いたします。

以上